「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について(案)及び小売業に属する事業を 行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関す る判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正(案)」に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 富山県消費者協会 会長 尾畑 納子 (担当:椙原 真美)
[住 所]	富山市湊入船町6-7 富山県民共生センター内
[電話番号]	076-432-5690
[FAX番号]	076-432-5693
[電子メールアドレス]	tsk@tomisyokyo.org
[御意見]	

・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)
制度全体
• 意見内容
別紙のとおり
TP 라 / ¬ Ab ~ + 1, 18 40 Hall 4, 7 Hall 46 + 17 Hall 14 = 1, 1 - 7 + 1, 1
• 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)
別紙のとおり

(別紙)

## • 意見内容

SDGsの要請を踏まえ、プラスチックごみの削減のための身近な取組として、 国において、レジ袋の有料化を義務化されることは、大変意義深いことと歓迎 します。

富山県では、消費者団体、事業者、行政が連携して、平成20年4月からレジ袋無料配布廃止を実施し、現在もこの趣旨に賛同するスーパーやクリーニング店など様々な事業者が「とやまエコ・ストア」として取り組んでいます。マイバッグ持参を一層推進するため、材質や厚さを問わずすべてのレジ袋を削減する取組みを進めています。

この取組みを始めるに当たっては、消費者団体が連携して署名活動を行い、 その中で得た多くの県民の意見を踏まえ、行政に対して、<u>①例外を設けないこと、②県下一斉に始めること、③事業者に負担をかけないよう配慮すること</u>、 について要望した経緯があります。

消費者が取り組みやすいこと、また、消費者、事業者、行政が一体となって 連携するためには、分かりやすくシンプルな制度であること、また、事業者に とって過重な負担を強いることなく導入できること、が重要であると考えます。

国におかれては、有料化の義務化に当たり、材質等により一部のレジ袋を対象外とするとのことですが、例外を設けることで制度は複雑となり、国をあげてのレジ袋削減の意識改革にはつながりにくいのではないかと懸念されます。例外を設ける理由となっている バイオマスプラスチックへの転換や、海洋生分解性プラスチックの機能向上については、国が積極的な支援を継続されることで推進が可能と思われます。

また、制度の創設に当たっては、事業者の報告義務等において、できるだけ 負担軽減に配慮していただきたいと考えます。本県の「とやまエコ・ストア制 度」(レジ袋無料配布廃止の取組みのステップアップとして、平成25年10月に 創設された制度)における参加事業者への負担についても、出来るだけ軽減さ れるよう担当部署で配慮されています。

今回のレジ袋の有料化の取組みが、これからの持続ある社会の発展を見据えて、環境に負荷をかけない消費者行動や企業活動の推進につながっていくよう、期待しています。

## ・理由

消費者のライフスタイルを変えて、日常行動からプラスチックごみ削減を進めていくためには、シンプルで分かりやすい制度であることが肝要であると思われ、また、率先して、日常生活の幅広い範囲でライフスタイルの変革に取り組んでいる地方への応援をお願いしたいため。